

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第1節 少子化への対応

### コラム <男性の育児参加の呼びかけ>

厚生省においては、「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（1998（平成10）年12月）も踏まえ、育児に対する父親・母親の共同責任や子育ての大切さ・楽しさなどについて広報啓発を行うこととし、ポスター、テレビ、新聞等の媒体を用いて、一般的に育児への参加が少ない男性の責任意識や子育てへの参加の必要性を訴えた（1999（平成11）年3月）。

### コラム<男性の育児参加の呼びかけ>ポスター



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第1節 少子化への対応

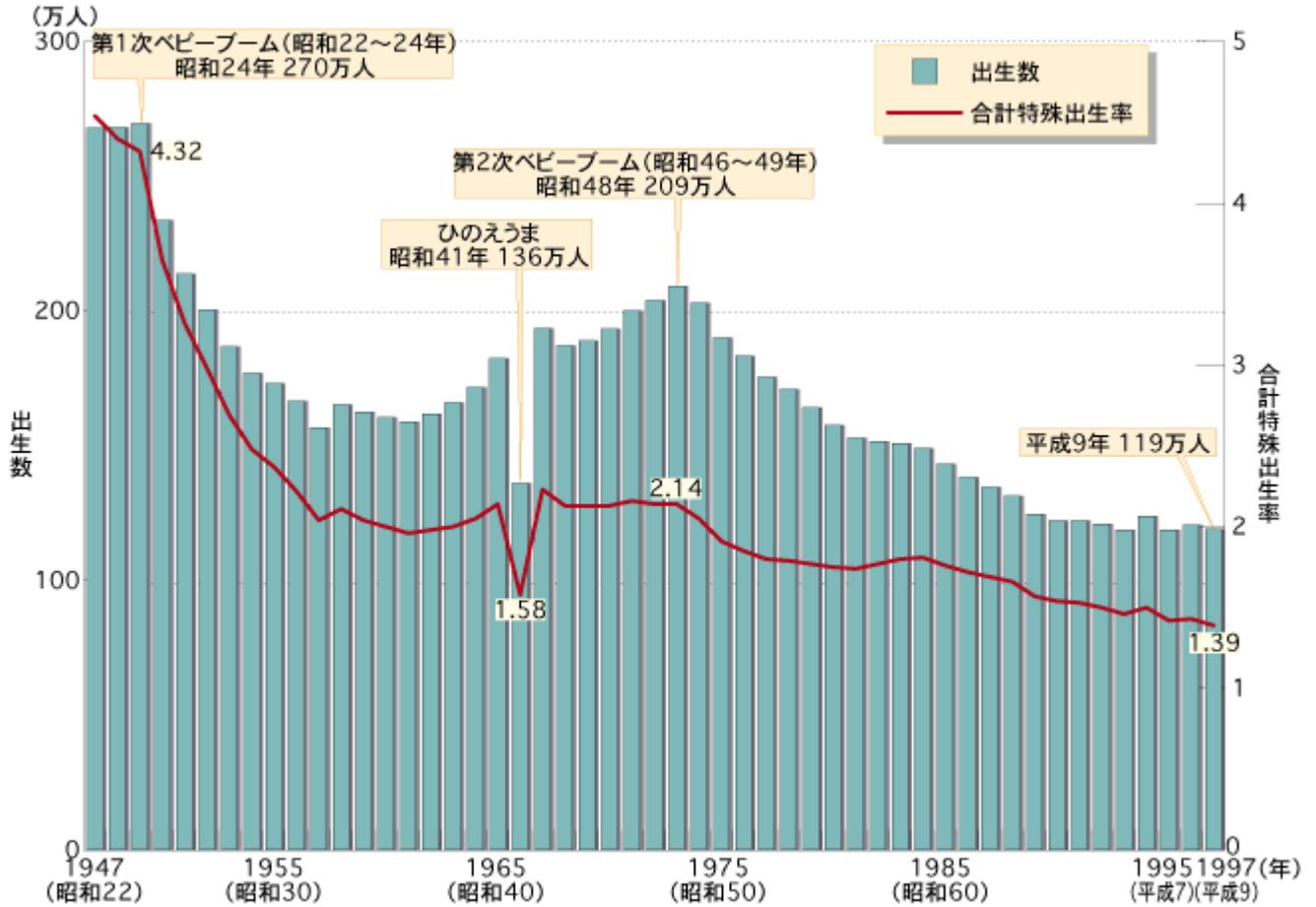
###### 1 少子化の現状と将来見通し

近年、我が国においては、高齢者が増える一方で、生まれてくる子どもの数は減少傾向にある。これを合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子ども数）で見ると、戦後の第1次ベビーブームの時期を過ぎた1950（昭和25）年頃から急速に低下を始め、1950年代半ば（昭和30年頃）に2をやや超えるぐらいまで下がった後、安定的に推移していたが、1970年代半ば（昭和50年頃）から再び低下を始め、現在まで低下傾向が続いている。1997（平成9）年現在の合計特殊出生率は1.39と、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.08を大幅に割り込んでいる。

今後の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、出生率がある程度回復したとしても、人口は2007（平成19）年を頂点として減少に転じ、2050（平成62）年には約1億人、2100（平成112）年には現在の人口の半分程度の約6,700万人にまで減ると見込まれており、人口減少社会が現実になろうとしている。この間、高齢化も急速に進行し、老年人口割合は1997年の15.7%から2050年には32.3%と、国民の3人に1人は65歳以上という時代を迎えることになる。

図5-1-1 出生数及び合計特殊出生率の推移

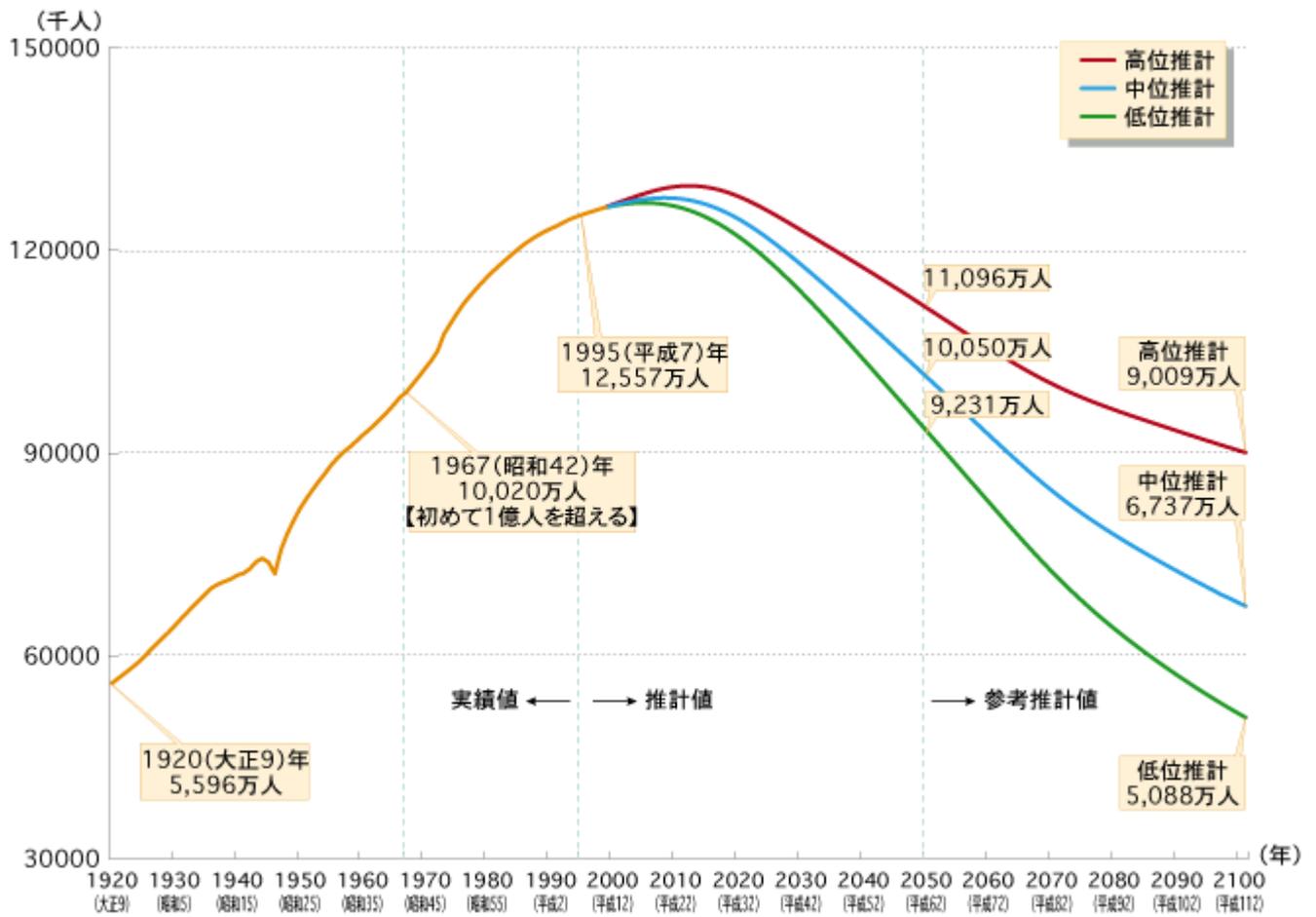
図5-1-1 出生数及び合計特殊出生率の推移



資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

図5-1-2 我が国の総人口の見通し

図5-1-2 我が国の総人口の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（1997（平成9）年1月推計）」

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第1節 少子化への対応

##### 2 少子化の社会経済面への影響

---

少子化は、社会経済全般にわたり大きな影響を及ぼすと予測されている。

経済面では、労働力人口が減少するとともに、労働力人口の高齢化が進行することにより、実労働時間数でみた労働供給は減少し、これが経済成長を制約するおそれがある。また、少子化により、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担が増大することが予測されている。

社会面では、子どもの社会性が育まれにくくなるなど子どもの健全な成長への影響が懸念されるほか、過疎化、高齢化が広範な範囲で進行し、福祉サービスや医療保険の制度運営など住民に対する基礎的なサービス提供が困難になる可能性があるなどの懸念がある。

---

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第1節 少子化への対応

##### 3 少子化の要因と背景

---

近年の少子化の主な要因は、晩婚化の進展である。結婚したカップル当たりの平均出生数は、この20年程の間はほぼ2.2人前後で推移しているが、若いうちに結婚する男女の比率が急速に低下しており、婚姻外の出生数が欧米と比べ相当低いという我が国の状況と相まって、全体平均の出生率の低下の主な要因になっているのである。

この晩婚化の進行の背景には、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分業観や「男は基幹労働、女は補助労働」という職場における男女間の格差、職場優先の企業風土などにより、女性にとって育児に対する負担感や仕事と育児の両立に対する負担感が大きくなったこと、また、女性の経済力の向上により女性が生活のために結婚する必要を従来ほど感じなくなるなど個人の結婚観や価値観が変化したこと、がある。

しかしながら、意識調査によれば男性の約86%、女性の約89%は「いずれ結婚するつもり」であり、その割合は徐々に減少しているものの、結婚に対する意識は依然として強い。

また、結婚して実際に持つ子どもの数をみると、理想とする子どもの数を下回っている。これらを考え合わせると、現在の我が国においては、結婚や出産・育児を困難にしている社会経済的・心理的な制約要因があると考えられ、社会全体の取組みとしてこれを取り除くことが必要である。

図5-1-3 年齢別未婚率の推移

図5-1-3 年齢別未婚率の推移

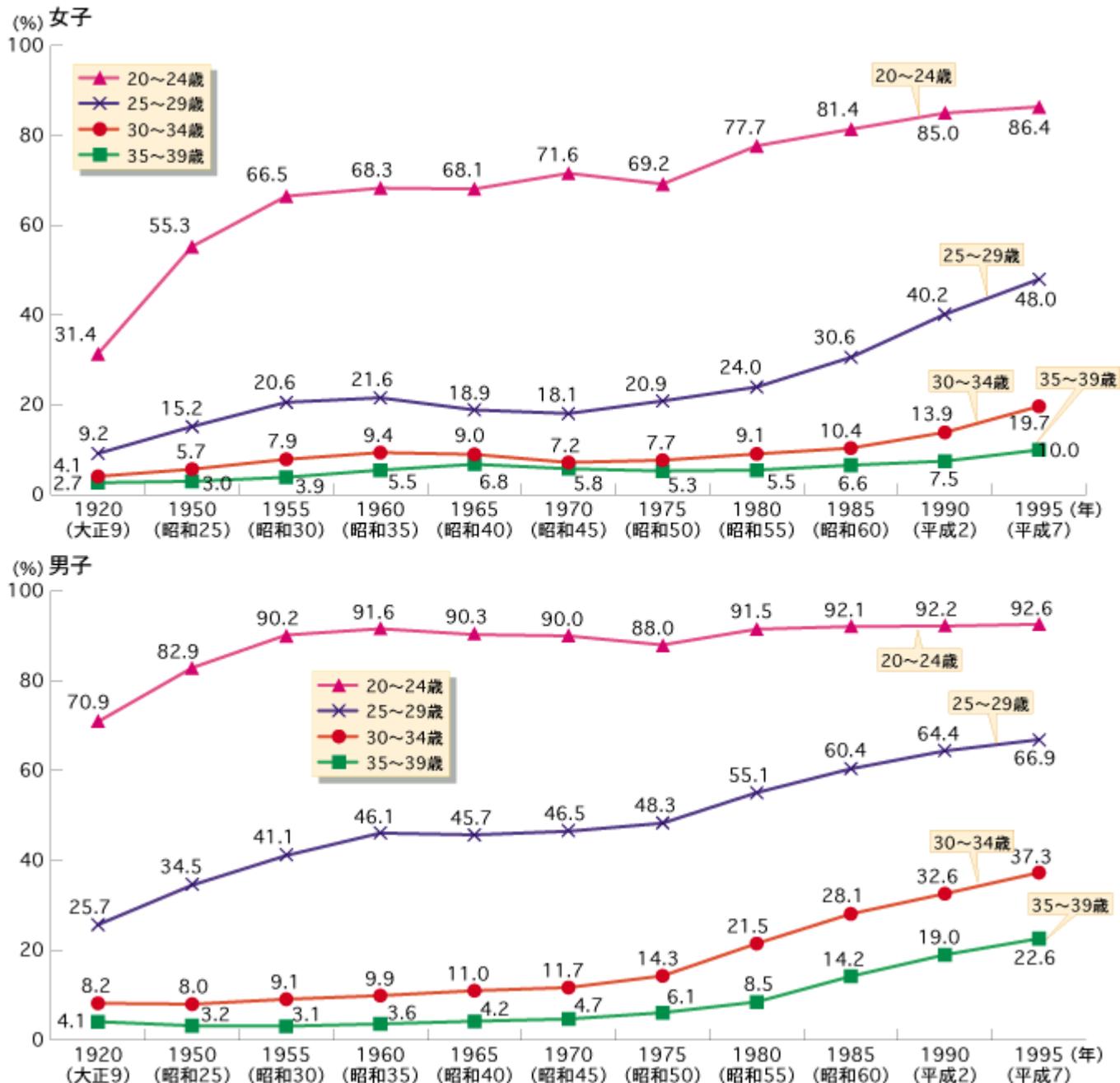


表5-1-4 各回調査による未婚者の生涯の結婚意思

表5-1-4 各回調査による未婚者の生涯の結婚意思

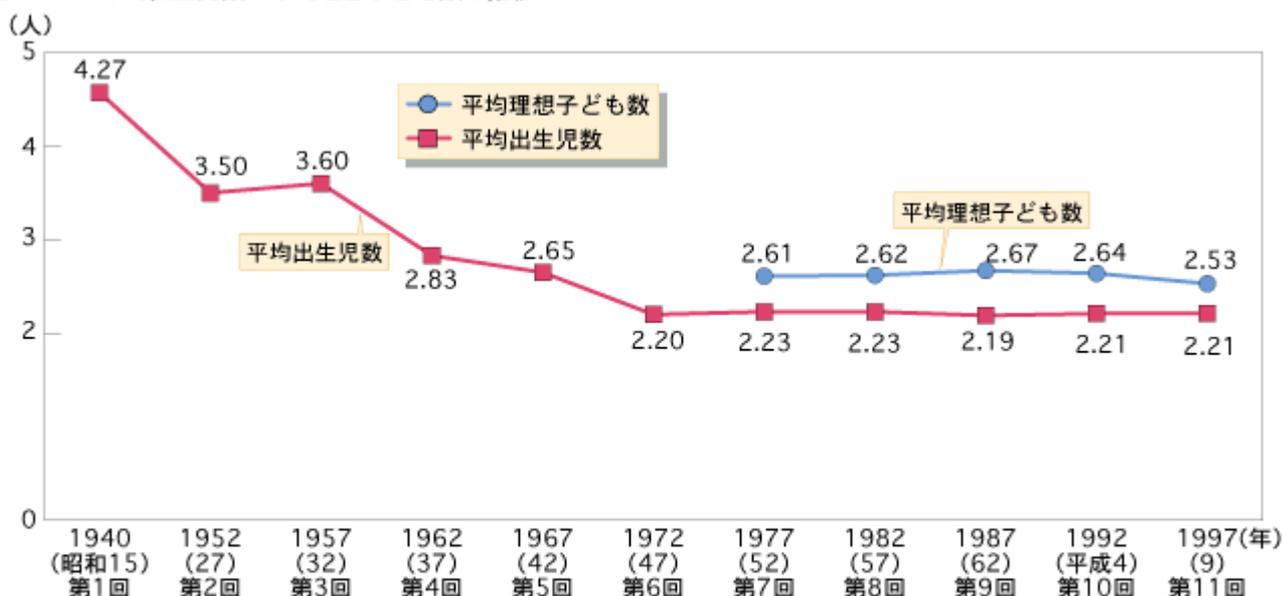
生涯の結婚について	男 子				女 子			
	第8回 1982 (昭和57)	第9回 1987 (昭和62)	第10回 1992 (平成4)	第11回 1997 (平成9)	第8回 1982 (昭和57)	第9回 1987 (昭和62)	第10回 1992 (平成4)	第11回 1997 (平成9)
いずれ結婚するつもり	95.9%	91.8%	90.0%	85.9%	94.2%	92.9%	90.2%	89.1%
一生結婚するつもりはない	2.3	4.5	4.9	6.3	4.1	4.6	5.2	4.9
不 詳	1.8	3.7	5.1	7.8	1.7	2.5	4.6	6.0
総 数 (標 本 数)	100.0% (2,732)	100.0% (3,299)	100.0% (4,215)	100.0% (3,982)	100.0% (2,110)	100.0% (2,605)	100.0% (3,647)	100.0% (3,612)

設問：「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちのどちらですか。」

1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない

### 図5-1-5 平均出生児数・平均理想子ども数の推移

図5-1-5 平均出生児数・平均理想子ども数の推移

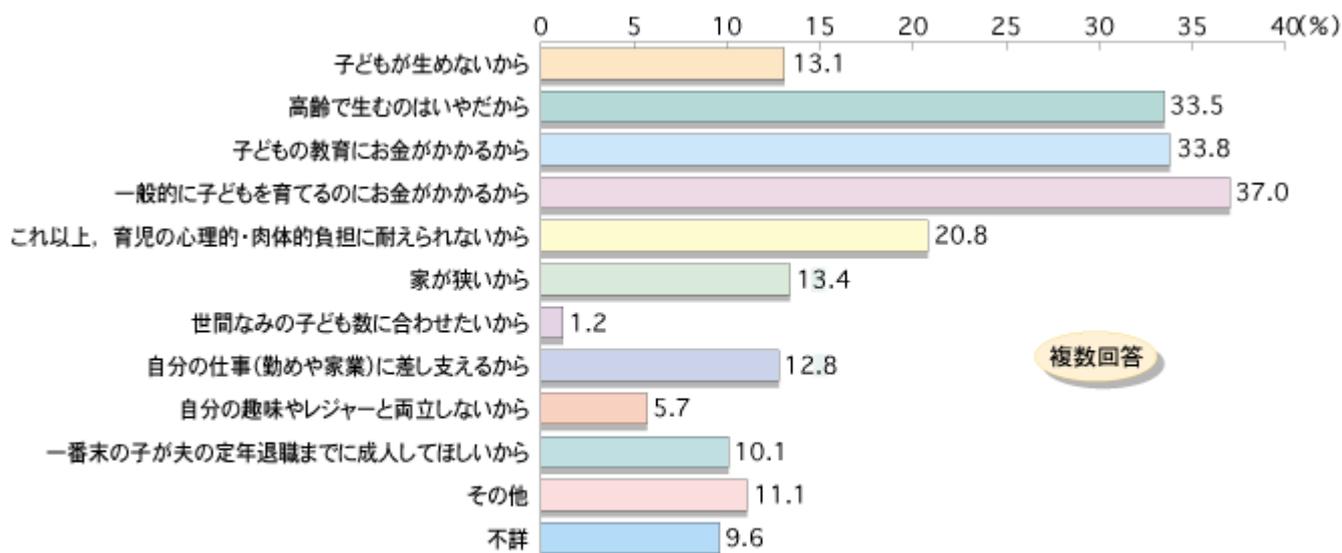


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（第10、11回）」「出産力調査（第1～9回）」

- (注) 1. 理想子ども数については、50歳未満の妻に対する調査。  
 2. 平均出生児数は、結婚持続期間15～19年の妻を対象とした出生児数の平均。

### 図5-1-6 妻が理想の数の子どもの持とうとしない理由（1997（平成9）年）

図5-1-6 妻が理想の数の子どもの持とうとしない理由（1997(平成9)年)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第11回出生動向基本調査」（1997（平成9）年）

- (注) 50歳未満の妻で予定子ども数が理想子ども数よりも少ない者に対する調査。

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第1節 少子化への対応

#### 4 これまでの少子化への対応

##### (1) 人口問題審議会報告書及び厚生白書による問題提起

少子化が進行し、人口減少社会の到来が現実のものとなりつつある中で、人口問題審議会においては、1997（平成9）年2月より、各界有識者から聴取した意見や全国各地で開催された市民・道府県民会議の議論を踏まえ、同年9月に「少子化に関する基本的考え方について」という報告書を取りまとめた。この報告書は、政府の審議会として初めて少子化という問題を正面から取り上げ、少子化の影響、要因と背景について総合的な分析を行うとともに、少子化への対応の必要性を明示した。また、「少子化、そして人口減少社会をどう考え、将来の我が国社会はどのようにあるべきと考えるかは、最終的には国民の責任であると同時に国民の選択である」として、国民全体での議論を呼びかけた。

その後、「平成10年版厚生白書」（1998（平成10）年6月）では、報告書を踏まえ、少子社会について更なる問題提起を試みた。すなわち、少子化が進行した20世紀後半を振り返るとともに、「子どもを産み育てることに夢を持てる社会」の実現に向けて、自立した個人の生き方を尊重し、お互いを支え合う家族、自立した個人が連帯し支え合う地域、多様な生き方と調和する職場や学校の姿を展望し、その後の国民的議論を期待するものであった。

##### (2) 「少子化への対応を考える有識者会議」における検討

1997年の合計特殊出生率が史上最低水準の1.39となるなど、急速な少子化の進行が明らかになる中で、1998年7月に、内閣総理大臣主宰による「少子化への対応を考える有識者会議」（「有識者会議」）が設置された。この有識者会議は、結婚や出産について個人が望む選択ができるような環境整備についての具体的な提案を行うとともに、国民的議論の発信源としての役割を果たすものと位置づけられた。

有識者会議の構成は、30歳代、40歳代という比較的若い世代を中心に、男女ほぼ同数とされ、国民の幅広い層の意見を反映できるメンバーとされた。また、有識者会議には、働き方に関する事項を討議する「働き方分科会」と、家庭、地域、学校に関する事項を討議する「家庭に夢を分科会」の二つの分科会が設置されたが、各分科会の半数以上は公募によるメンバーであり、様々な職業、経歴を有する方々の参加を得て討議が行われた。

有識者会議は、二つの分科会がそれぞれ作成した報告書を受けて、1998（平成10）年12月に「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」と題する提言を取りまとめ、座長より内閣総理大臣に提出した。

##### (3) 有識者会議の提言の概要

提言は、まず、若い男女が新たな家庭を築き、子どもを育てていく喜びや楽しさを経験することを困難にしている社会経済的・心理的な要因を社会全体の取組みとして取り除いていくことにより、家庭や子育てに夢を持つことができるような社会とするための環境整備を実行することを求めている。

次に、個別の具体的な提案を示す前に三つの留意点を示している。すなわち、第一に、結婚や出産は当

事者の自由な選択に委ねられるべきものであり、社会が個人に押しつけてはならないこと、第二に、少子化の進行は、その過程で経済的にも社会的にも将来の国民に深刻な影響を及ぼすこと、第三に、女性を家庭に戻すべきという意見は非現実的であり、男女共同参画の理念に反するとともに、女性の就労機会を制限することは不適切・不合理であることである。

個別の具体的な提案については、まず、男女の固定的な性別役割分業の見直しと職場優先の企業風土の是正、多様な働き方を可能とするなど仕事と育児の両立支援、家庭における男女共同参画の推進、需要の多い保育等の子育てサービスの整備など、今後の進むべき方向の柱を整理し、それぞれの柱ごとに計150項目以上に上る具体的な方策を幅広く提案している。

また、社会全体での実践につなげていくため、個々の提案ごとに検討・実施の中心となることを期待する主体を明示し、各方面にそれぞれの立場での主体的な取組みを呼びかけている。さらに、こうした環境整備を進めていくためには国民的な広がりのある取組みが必要であることから、提言を実施に移す中心的な場として「国民会議(仮称)」を設けるとともに、国が実施主体となるべき方策を推進するための閣僚レベルの取組み体制を整備することなどを提言している。

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第1節 少子化への対応

##### 5 少子化への今後の取組み

---

政府においては、有識者会議の提言を受けて、1999（平成11）年5月、第1回の「少子化対策推進関係閣僚会議」を開催し、今後の少子化対策の推進について申合せを行ったところであり、さらに、各界関係者の参加を募って「少子化への対応を推進する国民会議」を設け、国民的な広がりのある取組みを進めていくこととしている。

---

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第2節 子育て支援施策の推進

---

少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など児童や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育て支援について社会全体で総合的、計画的に取り組んでいくため、1994（平成6）年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定された。これに基づき、政府全体として、福祉、雇用、教育、住宅など各般にわたる施策を推進している。

また、エンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の増大、多様化等に対応し、子育てと就業の両立を支援するため、1994年12月、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（緊急保育対策等5か年事業）が策定され、これに基づき、低年齢児保育や延長保育等を推進している。

さらに、児童家庭福祉制度を再構築し、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援するため、1997（平成9）年、利用者が希望する保育所を選択する仕組みの導入等を内容とする児童福祉法の改正が行われ、1998（平成10）年4月から施行された。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第2節 子育て支援施策の推進

###### 1 保育施策の充実

###### (1) 都市部を中心とした待機児童の解消

夫婦共働き家庭の一般化等により保育所の利用者数は年々増加する傾向にある。このような中、都市部を中心にして乳児等が保育所を利用する条件を満たしているにもかかわらず入所できない、いわゆる待機児童が多数存在しており（1998（平成10）年4月1日現在、全国で39,545人）、その解消が保育行政において極めて重要な課題となっている。

一方、全国的な保育の需給状況は、同日現在で保育所の入所定員192万人、入所児童数169万人、入所率88.3%と供給過剰の状況であり、待機児童の解消のためには、全国的な低年齢児保育の推進を図るとともに、需要と供給の地域的な不均衡の解消を図るべく、地域の実情に応じたきめ細かな対応を講ずる必要がある。

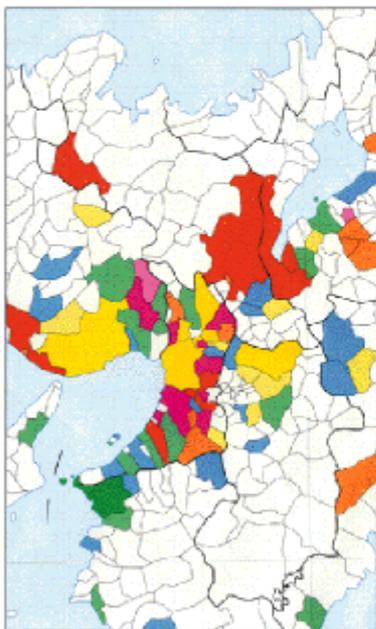
このため、従来から低年齢児受入枠の拡大を図ってきたところであるが、1998年度には、1)すべての保育所で乳児保育を実施できるような職員配置体制の整備、2)保育所の入所定員を超過した受入れを認めるための定員の弾力化、3)分園方式の試行的導入を実施した。また、1998年度補正予算において、乳児保育の設備の拡充や学校の余裕教室の活用等に必要な予算を計上し、ソフト・ハード両面における待機解消施策を講じた。さらに、1999（平成11）年度予算において、低年齢児待機の完全解消を図るために低年齢児受入枠の大幅拡大（53.5万人→58.4万人）や都市部において設置しやすい「都市型小規模保育所」を100か所整備するとともに、入所定員についても一層の弾力化を実施することとしている。

図5-2-1 平成10年度版全国子育てマップ

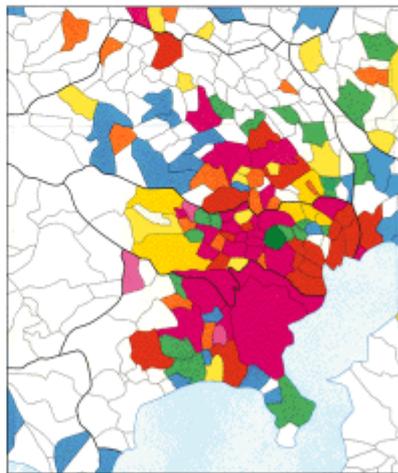
図5-2-1 平成10年度版全国子育てマップ

—保育所入所待機率の状況(全年齢)〈市町村別〉—  
保育所入所児童数に対する待機児童数の割合

凡	待機児童なし	1%未満
	60人未満	1%以上2%未満
	"	2%以上4%未満
	"	4%以上8%未満
	"	8%以上
例	60人以上	1%未満
	"	1%以上2%未満
	"	2%以上4%未満
	"	4%以上8%未満
	"	8%以上



関西(京都府・大阪府・奈良県)



関東(東京都・神奈川県・埼玉県)

## (2) 多様な保育サービスの推進

女性のフルタイム労働の増加やパートタイム労働の広まりなどにより、雇用形態の多様化が進む中で、利用者の様々な需要に応えるよう、多様な保育サービスの拡充が必要となっている。

このため、1994(平成6)年12月に策定された緊急保育対策等5か年事業に基づき、延長保育、一時保育等の多様な保育サービスの拡充を計画的に実施するとともに、1997(平成9)年に児童福祉法を改正し、利用者が自分の需要にあった保育所を選択できる仕組みに見直したところである。また、1998(平成10)年度には、延長保育・一時保育について、従来の画一的・硬直的な市町村事業から、保育所が自主的・主体的に実施できる仕組みに見直した。さらに、1999(平成11)年度予算においては、緊急保育対策等5か年事業の最終年度という点にも配慮して、各事業の大幅拡充や要件緩和を実施するとともに、流通サービス事業等に従事する共働き世帯の需要が高い休日保育を試行的に100か所実施することとしている。

## (3) 保育所と幼稚園の連携

保育所は夫婦共働き家庭など保護者が面倒をみることができない子どもに対して保育を行う児童福祉施設として、一方幼稚園は就学前の幼児教育を行う学校教育施設として、それぞれの制度の中で整備充実が図られてきた。

しかしながら、保育所と幼稚園はいずれも子育て支援施設として重要な機能を果たしており、地域の実情に応じた利用者の様々な需要に応えるため、施設の共用化、両施設の連携事業、保育内容・教育内容の整合性の確保などの取り組みが行われている。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第2節 子育て支援施策の推進

###### 2 その他の子育て支援施策

---

###### (1) 子育て支援基金

民間の創意工夫を生かしたきめ細やかな子育て支援を推進するため、1998年度第1次補正予算により「子育て支援基金」を創設し、基金の運用益から民間団体へ助成を行っている。具体的には、1)民間団体の創意工夫を生かした活動で、全国的な規模での効果が期待できる事業、2)公益法人等が行う、独創性、先駆性、普遍性のある事業、3)公益法人等が主として都道府県・指定都市の域内で行うきめ細やかな地域レベルでの事業を対象に助成を行っている。1998年度においては、70事業に対して助成を行った。

###### (2) 子育て等に配慮した減税

1999年度税制改正において、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子に係る扶養控除について、次のような改正を行っている。所得税については1999年分以降、個人住民税については2000（平成12）年度分以降適用することとしている。

- ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の引上げ

所得税 38万円→48万円

- ・16歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の引上げ

所得税 58万円→63万円 個人住民税 43万円→45万円

###### (3) 教育・児童福祉施策連携協議会

1998（平成10）年6月には、子どもに関する非行等の様々な問題への対応が我が国社会にとって大きな課題となっている中で、次代を担う子どもが健やかに育つための環境づくりを進めるため、教育行政と厚生行政が緊密に連携し、効果的な施策の実現を目指す観点から、文部省との間に「教育・児童福祉施策連携協議会」を設置し、子育て支援のための小冊子（厚生省において作成した「それでいいよだいじょうぶ」、文部省において作成した「家庭教育手帳」）を両省が互いに連携・協力して配布するなどの施策を盛り込んだ「子どもと家庭を支援するための文部省・厚生省共同計画」（1999（平成11）年3月改定）を策定して連携した取組みを積極的に進めている。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第3節 児童の健全育成対策等の推進

### コラム <子育て支援のための小冊子>

厚生省では、育児に不安を持つ保護者が増加していることから、1999年3月に、小冊子「それでいいよだいじょうぶ」を600万部作成し、乳幼児を持つ保護者等に配布した。この小冊子は、乳幼児を持つ保護者の子育てに関する悩みに応え、保護者を勇気づけ、自信を持って子育てすることを支援するもので、絵本のような体裁と語り口となっている。

コラム<子育て支援のための小冊子>「それでいいよだいじょうぶ」



## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第3節 児童の健全育成対策等の推進

###### 1 児童の健全育成について

---

1998年7月中央児童福祉審議会から「今後の児童の健全育成に関する意見」として、家庭のほか、地域社会の中で児童の「居場所」を増やすことが、非行の防止あるいは児童の健全育成のためには有益であるとの意見が出された。

これを踏まえて、1999年度においては、中学・高校生等の年長児童が利用できる大型児童センターの整備や保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童が利用する放課後児童クラブの長時間開設の促進、企業等の福利厚生施設等の開放事業などを実施し、児童・青少年の居場所づくりを推進することとしている。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第3節 児童の健全育成対策等の推進

##### 2 児童自立支援対策の充実

---

少子化の進行，家庭や地域の子育て機能の低下など児童を取り巻く状況が大きく変化する中で，虐待を始めとして問題の態様が多様化・複雑化している。

このため，1997（平成9）年の児童福祉法の改正により，保護を要する児童について，施設において入所保護するだけでなく，個々の児童が個性豊かにたくましく，自立した社会人として生きていくことができるよう支援していくことを基本理念として，施設の目的・機能が見直された。在宅の児童や家庭に対し，地域に密着したきめ細かな相談・支援を行う新たな児童福祉施設として創設された児童家庭支援センターは，1998（平成10）年度においては6か所設置され，また，法定事業化された児童自立生活援助事業は，1999（平成11）年3月現在，17事業が展開されているなど，改正法の趣旨を踏まえた取組みが行われている。

---

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第3節 児童の健全育成対策等の推進

###### 3 児童虐待について

---

児童虐待には、保護者によってなされる身体的暴行、性的暴行、養育の怠慢ないし拒否、心理的虐待等があり、子どもの心身に与える影響は計り知れないものがある。

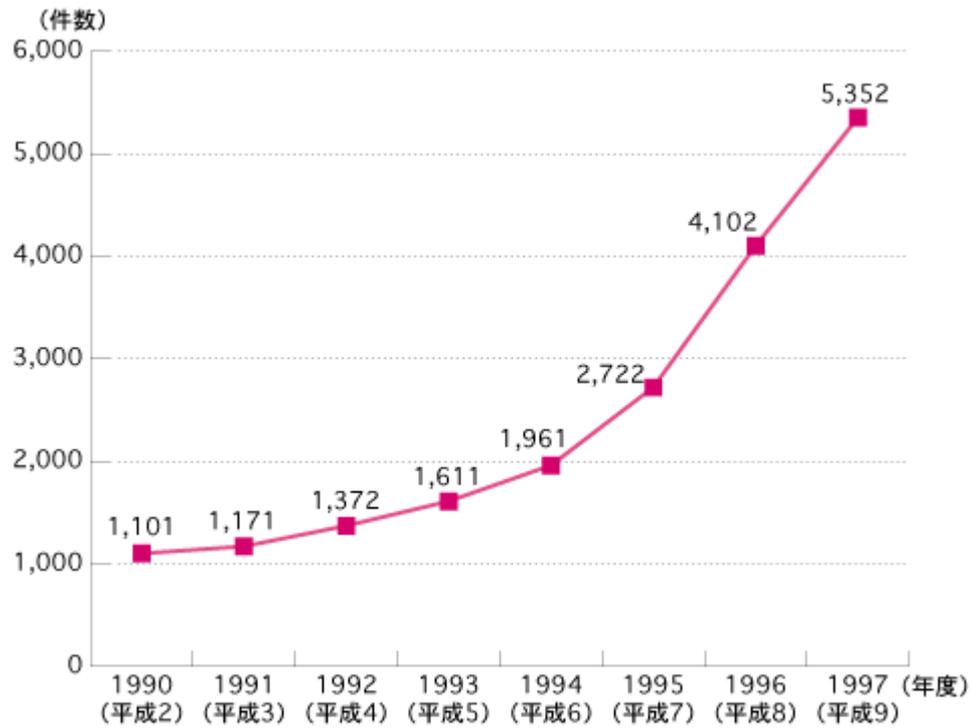
児童相談所におけるこれらの児童虐待に関する相談件数は、1990（平成2）年度1,101件であったのが、1997年度には5,352件となっており、深刻な社会問題となっている。相談件数の急増の要因としては、近年の都市化、核家族化の進展に伴い、家庭や地域における子育て機能が低下し、親が育児不安に陥ったり、育児に負担を感じる例が増加していること等が考えられる。

虐待の問題については、とりわけ予防対策と早期発見、早期対策が重要であり、児童相談所を中心として、児童養護施設、児童家庭支援センター、保健所、学校、病院、警察、ボランティア団体等の連携を強化し、地域ネットワークの整備を図っていく必要がある。また、家庭における子育て支援、早期発見を促すための啓発等を推進するとともに、児童相談所等において適切な対応が図られるよう手引書の作成等により児童虐待防止への取組みを行っている。

1999（平成11）年度においては、地域住民の児童虐待防止に関する意識の喚起、地域で活動する主任児童委員等が児童虐待に対して積極的に活動するための基盤整備、虐待によって生じた心の傷をケアする体制の充実等を図っていくこととしている。

図5-3-1 児童虐待の相談処理件数の推移

図5-3-1 児童虐待の相談処理件数の推移



資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第3節 児童の健全育成対策等の推進

#### 4 母子家庭施策等の充実

---

母子家庭施策等については、1998（平成10）年度においては、1)母子寡婦福祉貸付金の貸付原資の追加や無利子化、修学資金の貸付限度額の大幅な引上げ、2)訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修の拡充、3)特別相談事業の父子家庭への対象拡大、4)母子家庭就労支援計画の策定及び関係機関の連携強化等により総合的な就労支援体制の整備を行う就労促進支援事業の開始、などの施策を講じた。

このうち、児童扶養手当については、離婚母子家庭の急増など制度を取り巻く大きな環境変化に伴い、母子家庭以外の低所得一般世帯との均衡等を踏まえ、1998年8月に、所得制限限度額の見直しを行うとともに、父から認知を受けた後でも児童扶養手当が継続して受けられるよう、支給要件の見直しを行った。

---

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 第5章 少子化への対応と子育て支援施策の推進等

##### 第3節 児童の健全育成対策等の推進

##### 5 母子保健の課題への対応

###### (1) 生殖補助医療技術、出生前診断への対応

近年、人工授精や体外受精技術等の生殖補助医療技術が著しく進歩し、不妊に悩む人に普及している。我が国においては、これまで、日本産科婦人科学会を中心とした医師の自主規制により、生殖補助医療技術は限定的に実施されてきたが、最近、民間企業が精子を売買したり、非配偶者間の体外受精が実施されているなど、技術の安全面だけでなく、倫理面や親子関係等に係る法的な面の問題が危惧されるようになってきた。

また、出生前に胎児の障害等の状況を診断する出生前診断に関しては、近年、妊婦の血液検査により胎児の障害の確率を示す母体血清マーカーテストが急速に普及しているが、これを使用するに当たって妊婦に対する説明と同意が不十分であり、妊婦の間で混乱が生じている等の問題が指摘されている。

こうした中で、厚生科学審議会先端医療技術評価部会において、1997（平成9）年7月から生殖補助医療技術等を巡る諸問題について、関係団体等からのヒアリングを中心に審議を行ってきたが、これらの問題について更に審議を深めるため、1998年10月から「生殖補助医療技術に関する専門委員会」及び「出生前診断に関する専門委員会」を開催し、検討が行われている。

###### (2) 乳幼児突然死症候群（SIDS）等への対応

乳幼児突然死症候群（Sudden Infant death Syndrome：SIDS）は、乳幼児が何の予兆、既往歴もないまま睡眠中に突然死亡する疾患であり、我が国における年間死亡数は約500人、特に乳児期の死因の第3位と高い位置を占めている。その原因は不明であるが、うつ伏せ寝、父母等の喫煙、母乳によらないほ育などの育児環境因子により発症の危険性が高まることが調査研究により明らかとなった。

これを受けて1998（平成10）年6月に「SIDS対策に関する検討会」等を開催し、SIDSの予防方法等について検討を行った。これらの検討結果を踏まえ、医療従事者や保育関係者等はもとより、広く一般に対する知識の普及・啓発を行うこととし、母子健康手帳への情報の記載やポスター、パンフレットの配布等により情報提供を行っている。

また、1歳～4歳までの幼児で、溺水や窒息、交通事故など不慮の事故により死亡する者は、同年齢層の全死亡数（1,700人）の24.8%（422人）を占めており、死亡原因の第1位となっている。乳幼児の不慮の事故を防止するため、母子健康手帳等に事故防止のための注意事項を掲載するとともに、母親学級、健康診査等の機会に注意喚起等を実施している。